

## 第1部 1996～97年の海外労働情勢

### 第5章 国際機関等の動き

#### 第1節 国際労働機関(ILO)

##### ○ 第83回ILO総会

ILO総会は、少なくとも毎年1回(6月)開催され、条約・勧告の審議・採択、事業・予算の決定、分担金の決定、条約の実施状況の審議、決議の審議・採択を行う。

第83回ILO総会は、96年6月4日から20日にかけてスイス国ジュネーブにおいて開催され、総会、ILO理事選挙及び議題外決議として「児童労働の禁止に関する決議」の採択が行われた。

また、特に今総会においては、第5議題として「グローバルな状況における雇用政策」について一般討議が行われた。世界情勢が急速に変化する中で、経済・金融・社会・政治といった多様な要素が雇用や失業に影響を与えている状況にあり、EUやOECD等において雇用問題に関する議論や研究が行われている。こうした状況を踏まえ、今後本問題にILOとしていかに取り組んでいくかについて明確化する必要性の高まりから、今後の雇用政策や今後のILOの活動のあり方について広範な議論が行われ、その結果「グローバル化の進展下における完全雇用の達成:政労使の債務(Conclusion Concerning the achievement of full employment in a global context:The responsibility of governments,employers and trade unions)」と題するレポートが本会議において承認された。本総会の審議及び承認されたレポートの概要は以下のとおりである。

#### (1) 理事会議長及び事務局長報告

各国の政労使代表が、事務局長報告「ILOの活動(1994-95年)」について意見表明を行った。

#### (2) 計画・予算の提案及びその他の財政問題

(1)第64会計期間(1994-95年)の財政報告書及び外部監査報告書の採択、(2)加盟国の分担金の支払状況の説明、(3)人事案件の採択等が行われた。

#### (3) 条約及び勧告の適用に関する情報及び報告

一般討議では、ILOによる条約等の適用の促進のあり方及び条約勧告適用専門家委員会が「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第111号)」を対象として2月に実施した特別調査に係る討議が行われた。

個別審査では、25カ国(地域)の条約の適用状況について討議されたが、我が国に係る案件については討議されなかった。

#### (4) 「家内労働」(第2次討議)

昨年の第1次討議に引き続き、第2次討議が行われ、(1)家内労働者の範囲から、通常の労働者が自宅にお

いて時折労働を行う場合を除く、(2)家内労働者その他の賃金労働者との平等待遇の促進の規定を弾力化する(「できる限り」との文言を挿入)等の修正が行われた結果、「家内労働条約」及び「家内労働勧告」が採択された。なお、採択の際に我が国は、政府と労働者側が賛成し、使用者側は棄権した。

本条約では、家内労働者の定義、家内労働者の状況改善のための国内政策の立案・実施、他の賃金労働者との平等待遇のできる限りの促進、家内労働に関する統計、労働安全衛生、労働監督等について規定している。

#### (5) 「グローバルな状況における雇用政策」(一般討議)

経済のグローバル化の下で雇用政策のあり方について議論され、雇用問題について新たな方向性の検討を行うこと及び完全雇用を引き続き雇用政策の目標とすることの重要性についてコンセンサスが得られ、完全雇用のための中小企業の役割、労働市場の変化と受容性、人材育成、経済政策等の重要性に言及した結論が採択された。また、ILOがこれらの結論につき、加盟国政労使に対し周知するとともに、次期の計画・予算において考慮すべきことが決議された。(第2部第1章参照)

#### (6) 「国家レベルにおける経済及び社会政策に関する三者協議」

政労使三者協力が基本的に経済成長と社会正義の追求の促進等の手段であるとの認識の下に、ILOの役割として、(1)関係する条約・勧告の批准ないし適用の奨励、(2)政労使による三者協力の活用の促進、(3)国家的その他のレベルでの三者協力を促進するための情報の収集、提供、意識啓発等、(4)社会開発サミットの宣言に沿って三者構成に由来する特別の役割を担うこと、この場合、IMF・世銀・WTOとの関係を強化すること等を盛り込んだ結論が採択された。また、ILOがこれらの結論について加盟国政労使に対し周知するとともに、将来の活動において考慮すべきことが決議された。

#### (7) その他

##### (1) ILO理事選挙について

6月10日、ILO理事選挙が行われ、我が国からは、労働者側から伊藤祐禎氏、使用者側から鈴木俊男氏が、それぞれ当選した(任期3年)。

##### (2) 議題外決議について

決議委員会において、児童労働の廃止、社会的公正等13本の決議案が提出されたが、最終的には「児童労働の廃止に関する決議」のみが採択された。

---

## 第1部 1996～97年の海外労働情勢

### 第5章 国際機関等の動き

#### 第2節 経済協力開発機構(OECD)

##### ○ 第35回OECD閣僚理事会

---

経済協力開発機構(OECD)閣僚理事会はOECDの最高決定機関であり、年1回(通常5～6月)、各国大臣レベルの出席者を得て開催される。

96年のOECD閣僚理事会は5月21日、22日の2日間の日程でフランスのパリにおいて開催された。

本理事会では「雇用と成長」、「多角的体制の強化」、「OECDの将来」を主要テーマとして議論がなされ、日本からは池田行彦外相、塚原俊平通産相が出席した。

主な議論の概要は以下のとおりである。

#### (1) 成長と雇用

欧州を中心とした雇用失業情勢の悪化を背景に、引き続き失業問題が最重要課題とされ、対策としては、積極的労働市場政策、能力開発の重要性等が強調された。

また、日本及びアメリカにおける景気回復が歓迎され、財政赤字の削減と適切な金融政策及び構造政策推進を通じて、インフレ無き持続的成長、雇用拡大に導くことの重要性が再確認された。

各国におけるOECD雇用戦略の実施を確認するとともに、リールG7雇用閣僚会合からの要請も踏まえ、国ごとのモニタリングの結果を来年の閣僚理事会に報告すること、人口高齢化の問題についても作業を進展させることが決定した。

#### (2) 貿易と労働基準の関係

深刻な失業問題に悩む欧州諸国では、経済のグローバル化により途上国が欧州の雇用機会を奪い、失業情勢の悪化や経済の停滞を招くという懸念が強く、12月にシンガポールで開催されるWTO閣僚会合を控え、アメリカ、フランス等を中心に貿易と労働基準を関連づけてWTOで取り上げるべきとの主張がなされたが、イギリス等の強い反対もあり、その主張は最終的にコミュニケには盛り込まれなかった。

#### (3) OECDの将来

OECDが今後とも世界経済の持続的発展という使命をより効果的に果たすことができるように、これまでの活動内容及び方式の再検討の必要性が確認された。この関連で日本の提案により、予算問題、将来のOECDの活動のあり方等を議論するため、早急に特別理事会を開催することになった。

#### (4) ロシアの加盟申請

閣僚理事会の冒頭に、ペイユ事務総長よりロシアの加盟申請があったとの報告があったが、今回の会合

では特に議論されなかった。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1部 1996～97年の海外労働情勢

### 第5章 国際機関等の動き

#### 第3節 世界貿易機構(WTO)

##### ○ 世界貿易機構(WTO)第1回閣僚会議

1996年12月9日から13日までの5日間、シンガポールにおいて127カ国・地域が参加し、世界貿易機構(WTO)閣僚会議が開催された。これは、戦後の自由貿易体制の機軸となった関税貿易一般協定(GATT)が、ウルグアイ・ラウンド(多角的貿易交渉)を経て、95年1月にサービス貿易や知的所有権も扱う国際機関、世界貿易機構(WTO)として発足して初めての閣僚会議となった。

閣僚会議の目的は、戦後世界の貿易自由化の推進役だったGATT後の2年間の活動を点検し、(1)一層の自由化への方向づけ、(2)環境、投資、競争政策など新たな課題への取組、(3)WTO新規加盟問題等について検討することにあつた。今回特に重要なテーマとされていたのは、アメリカが最も重視している2000年までに半導体などの情報関連機器の関税を撤廃する情報技術協定(ITA)への参加促進のほか、最終合意が延びている海運や金融、電気通信などの分野別の自由化交渉や、事前の交渉で最も難航した貿易と環境、投資政策、競争政策、労働基準等新たな課題への取り組みであった。これらは主に先進国と途上国間における貿易・投資の自由化を巡る利害対立により議論が難航していたことから、今回の閣僚会議においては、参加国・地域がどれだけ自国・地域の利害に固執することなく、真の世界貿易の自由化を目指して発展的な交渉が果たせるかが課題であった。

会議では最終日に多角的貿易体制の強化に向けた取組を盛り込んだ閣僚宣言をまとめ、次回会議を98年にジュネーブで開催することを決定し、閉幕した。

最大の成果はITAについて「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」が28カ国・地域(注1)によって採択され、コンピューター、半導体、通信機器等約200品目を対象に97年から関税を引き下げ、2000年までに撤廃することなどが合意されたことである。

また、(2)については、投資政策及び競争政策、労働基準を焦点に議論され、投資政策については、現行の貿易関連投資措置(TRIM)に関する協定が貿易促進に果たした役割など、貿易と投資の関係を検討する作業部会を、競争政策についてはアンチ・ダンピング、緊急輸入制限(セーフガード)などの貿易措置の乱用防止に必要な新たなルールづくり等を検討する作業部会をそれぞれ設置することで合意した。また、環境についても、今後とも貿易と環境保護の相互補完性についての検討を継続する旨合意した。

一方、労働基準については途上国の労働条件を問題視するアメリカ、フランス等が貿易と絡めて議論するように要求し、途上国側と激しい意見対立が続いていたが、閣僚宣言では本問題については国際労働機関(ILO)が取り扱うことが最適であること、低賃金の途上国の競争上の優位性を問題とすべきでないこと等を明記しつつ、労働基準の遵守が盛り込まれた。

閣僚宣言の主な概要は以下の通りである(囲み参照)。

(注1)オーストラリア、カナダ、台湾、EU15カ国、香港、アイスランド、インドネシア、日本、韓国、ノルウェー、シンガポール、スイス及びリヒテンシュタイン、トルコ、アメリカの28カ国・地域(スイスの関税連合パートナーであるリヒテンシュタインを含めれば29カ国・地域)。

世界貿易機構(WTO)閣僚会議:閣僚宣言の骨子

○中心的な労働基準

国際的に承認された中心的な労働基準を遵守する決意を新たに、保護主義の労働基準の使用を拒否するとともに低賃金国の比較優位は問題にはならない。

労働基準を設定しうる権限は国際労働機関(ILO)にあり、これらの基準を促進するILOの作業を支持する。

この関連でWTO事務局とILO事務局が協力を継続することを留意する。

○地域協定体制

既存の地域取決の重要性に留意しつつ、その多角的貿易に対する補完性及びルールとの整合性を確保する。

○WTOへの加盟

現在WTOに加盟申請中の28ヵ国・地域はWTOルールの受入れ、意味ある市場への参入コミットメントの提示によって加盟交渉完了へ貢献することが重要であり、加盟国はこれらの国・地域を速やかにWTO体制に取り込むように努力する。

○貿易と環境

貿易と環境に関する委員会は、作業計画の達成に向けて経済発展と環境保護の相互補完性の範囲に関する検討を継続する。

WTO協定の完全かつ効果的な実施のためにさらに努力する必要がある。

○ITA及び医療品の関税撤廃

情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言に留意し、最恵国待遇での関税撤廃に合意した多くのWTO加盟国等がとったイニシアティブ及び多くの加盟国が医療品関税撤廃リストに400以上の産品を追加したことを歓迎する。

○投資と競争政策

貿易と投資の関係を検討する作業部会を設置する。また、WTOの枠組みにおける更なる検討分野を特定するため、反競争的慣行を含め、貿易と競争政策の間の相互作用について加盟国が提起する問題を検討するための作業部会を設置する。これらの作業部会はUNCTAD(国連貿易開発会議)を含む政府間フォーラムの作業に影響を及ぼさないこととし、2年後に将来の作業の進め方を決定する。

○政府調達と貿易の円滑化

国内の作業を考慮に入れて政府調達の透明性について検討し、これに基づき適当な合意に含めるべき要素を特定するための作業部会を設置する。貿易手続きの簡素化について、他の関連する国際機関の作業を参考にして調査・分析作業を実施する。

## 第1部 1996～97年の海外労働情勢

### 第5章 国際機関等の動き

#### 第4節 G7

##### 1 リール雇用サミット

95年6月カナダで開催されたハリファックス・サミットにおいても、94年のナポリ・サミットに引き続き、雇用問題が特に重要な課題として扱われ、フランスでの次回サミットの前に雇用問題に関する閣僚会合(雇用サミット)を開催することで合意された。

これを受けて、96年4月1日、2日の2日間、フランスのリールにおいて雇用関係閣僚会合(雇用サミット)が開催され、我が国からは、永井労働大臣他が参加した。会合の冒頭、開催国であるフランスのシラク大統領は、雇用問題はG7各国国民の最大の関心事項であるとした上で、アメリカモデル(社会保障の水準は低く、賃金上昇は小さく均等ではないが、雇用は大きく増加している)と欧州モデル(社会保障は厚く、賃金上昇も大きくはないが、雇用が増加していない)以外の第三の選択肢を探る必要があると述べた。会合では(1)デトロイト会合以降の各国の経済状況、雇用・経済政策、(2)マクロ経済政策と雇用、(3)技術革新とハイテク雇用の創出、(4)企業家精神を通じた雇用創出、(5)企業における人的資源の有効活用、(6)疎外された労働者(若年層、未熟練労働者)の経済状況の改善について議論され、議長総括が行われた。

議長総括では以下の取組が必要であるとするとともに、その際の労使の積極的関与を強調している。また、会合において、若年者の雇用、高齢労働者問題、生涯学習に焦点を当てた専門家レベル会合を主催する旨日本政府が提案し、各国から賛同を得た(囲み参照)。

#### G7雇用関係閣僚会合・議長総括(概要)

##### 1 持続的成長と雇用創出のための条件の創出

- (1) 力強く、持続的なインフレなき成長のため、G7各国は、財政赤字を減少させるべきである。
- (2) 開放的な貿易政策の推進のため、シンガポールでのWTO閣僚会議(12月)を通じて、貿易自由化のモメンタムを維持するよう呼びかける。
- (3) 適当なフォーラムにおいて労働基準と貿易との関係を検討することが重要である。よって、OECDとILOが現在行っている貿易の社会的側面に関する研究の完成を待つ。

##### 2 未来の雇用の出現の促進

- (1) 新しい技術の導入・普及は成長と雇用に有益である。政府は民間セクターのイノベーションと新しい技術の普及を容易にするべきである。
- (2) 企業家精神の高揚が、質の高い雇用の創出に重要な役割をもつ。とりわけ中小企業及びサービス活動に注意を払うべきである。
- (3) 長期的視点の下、労働者の訓練に積極的に投資を行うことが重要である。
- (4) 技術の変化とより良い訓練へのニーズは、新しい仕事の組織形態を必要とする。その際には、労使間協力が重要である。

##### 3 社会的疎外の防止

- (1) 新しい状況に適応困難な労働者(若年者、高齢者)の労働・社会条件の改善の必要がある。
- (2) 今回の会合で次のような実践的考え方が提示された。

- 就職により収入が減らない税・社会システムの調整。
- 低賃金労働者、長期失業者への積極的対応。
- 未熟練労働者にかかる社会保障負担削減。
- 職業紹介機関と失業給付機関の密接な連携。
- 未熟練労働者への職業訓練の努力。



## 第1部 1996～97年の海外労働情勢

### 第5章 国際機関等の動き

#### 第4節 G7

##### 2 リヨン・サミット(第22回先進国首脳会議)

経済のグローバリゼーションと統合化にいかに対応していくかが問われ、また特に欧州では深刻な失業問題を抱える中で、伸長著しい中国、東南アジア等の輸出力に対し、欧州の富や雇用が奪われるといった危機感が強まる中で、96年5月27日から29日までの3日間フランスのリヨンにおいて第22回先進国首脳会議が開催された。

今回のサミットでは、特に経済のグローバル化がもたらす様々な恩恵と挑戦について考察するという観点から、(1)雇用と成長、(2)国際金融体制、(3)貿易・投資の促進、(4)開発、(5)国連改革、(6)移行国の国際経済への統合、を主要議題として議論が行われた。

その結果採択・発表された経済宣言は、「ハリファックス・サミット以降の経済動向は概ね順調であり、G7諸国間の経済格差は狭まってきているが、失業問題は依然として多くの国々において深刻であり、採られるべき経済政策は、引き続きインフレなき成長の維持に向けたものであり、これは雇用創出と失業改善にとり必要不可欠な前提条件である。」とした上で、「雇用問題への取組の強化」について以下のように明記している。

また、今サミットにおいても、雇用問題について掘り下げた検討を行うため日本での開催が提案されている会合が歓迎された(囲み参照)。

#### 「雇用問題への取組の強化」(経済宣言抜粋)

(1) 失業の削減と質の高い雇用の創出は喫緊の優先課題であり、これを達成するために民間部門は決定的に重要な役割を担っている。

(2) 健全なマクロ経済政策の枠組みの中で実施される広範な構造政策上の措置が必要であり、リール雇用サミットにおいて出された結論を歓迎し、以下の政策を追求する。

(1) 人材への投資が重要であるとの信念を再確認し、生涯にわたる事業として基礎教育、技能訓練及び学校から職場への移行の改善に特別な注意を払う。

(2) 社会からの疎外の防止

一つの仕事から別の仕事への移行を容易にすることにより、労働期間全体を通じて人々の雇用可能性を補強するための方法を明らかにする。

(3) 実質的な改革の実行

「労働は報われる」ことを確保するための税制・社会保障制度改革、低技能労働の雇用への重荷となるような社会保障費の軽減、公営職業紹介所の改善を含む実質的な改革を実行する。

(4) 規制の近代化

企業家精神を育成するため、モノ・サービス市場において必要に応じて規制の枠組みを近代化することによって、経済が急速な変化に対応する能力を向上させ、雇用の創出を促進する。

(5) 中小企業支援

豊富で質の高い雇用を創出している新たな技術の中小企業への普及を促進する。

(3) 雇用問題についてさらに掘り下げた検討を行うために開催が提案されている日本での会合を歓迎する。

## 第1部 1996～97年の海外労働情勢

### 第5章 国際機関等の動き

#### 第5節 アジア太平洋経済協力(APEC)

##### ○ 第8回APEC閣僚会合・第4回非公式首脳会合

APEC(アジア太平洋経済協力)閣僚会合は、アジア太平洋地域の持続的な経済発展と開かれた多国間経済協力の実現のため、毎年加盟国が集まり、「貿易・投資の自由化・円滑化」、「経済・技術協力」を2本柱に討議を行うものである。

第8回APEC閣僚会合は、11月22、23日の2日間フィリピンにおいて開催され、25日には引き続き第4回非公式首脳会合が開催された。

閣僚会合においては、特に貿易と投資の自由化・円滑化のための個別行動計画(IAP)などをまとめたマニラ行動計画が採択された。IPAは18加盟国・地域により策定されたもので、来年以降も2020年(先進国は2010年)まで自由化達成をめざして改定することとされている。これにより自由化への流れは理念づくりから実施段階に入ることとなるが、各国が自主的に自由化を推進するのが原則であるAPECにおいて来年以降の改定作業に際して各国・地域がどの程度自由化をさらに打ち出せるかが重要とみられている。

また、これまで貿易・投資の自由化・円滑化に比べて影の薄かった「開発協力」がビジネスチャンスとして注目を集め、首脳宣言に先立つ「特別宣言」として「地域の持続可能な成長と経済格差の減少を図るため、人材育成やインフラ整備等6分野を中心に開発協力を強化すること」を提唱した。さらに、今回の会議では民間ビジネスの連携強化が確認され、今後のIAP改定に際しても民間の意見を反映させることとしている。

会議、成果文書の概要は以下のとおりである。

#### (1) 参加国

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中華人民共和国、香港、インドネシア、日本、大韓民国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、アメリカ合衆国

#### (2) 成果文書

##### 〈閣僚会議〉

##### (1) 閣僚共同声明

APECは理念から行動の時代に入ったとし、APECマニラ行動計画の推進、経済協力と開発の強化及び「経済協力開発特別宣言」の承認、またWTOの成功を強く支持する旨を表明した。

##### (2) 経済協力開発特別宣言

アジア太平洋地域の持続可能な成長と衡平な発展の達成、またAPEC加盟国・地域間の経済格差減少のため、経済協力・開発を遂行する上での原則やテーマ、プライオリティーを挙げつつ、特に人

材養成、インフラ整備等の分野を中心とした開発協力に係る共同協力行動に取り組むこと宣言している。

### (3) マニラ行動計画

各国が提出したIPA(個別行動計画)が中心となっており、貿易・投資の自由化・円滑化のための関税の引き下げや規制緩和等具体的な取組について対外的に例示している。我が国は、域内ビジネス関係者に発給される数次ビザの有効期間5年への延長や動植物検疫の迅速化、標準・規格の国際化等を内容とするIPAを提出した。

### 〈首脳会合〉

自由で開かれた貿易・投資に関する指針を実施段階に移したことを宣言する「首脳宣言」を採択した。本宣言では、(1)「マニラ行動計画」の97年1月からの実施、(2)WTOを前進させるための作業計画作成への努力及びWTOにおける交渉の推進、(3)「経済協力開発特別宣言」への支持、(4)ビジネス部門の役割の重要性等をうたっている。

---

---

## 第1部 1996～97年の海外労働情勢

### 第5章 国際機関等の動き

#### 第6節 東アジア社会保障担当閣僚会議

---

東アジア社会保障担当者会議は、6月に開催されたリヨンサミットにおいて、橋本総理から提唱された「世界福祉イニシアティブ構想」を実現していくに当たり、我が国として積極的に貢献していくために開催が検討されていたもので、我が国の社会保障分野での経験を発表し、また、アジア諸国相互間での経験を共有すること、我が国のこれまでの社会保障分野での国際協力を紹介しつつ、同分野において今後いかなる国際協力が求められているかについて意見交換を行うこと等を目的として、96年12月5日沖縄県において開催された。会議の概要は以下のとおりである。

---

## 第1部 1996～97年の海外労働情勢

### 第5章 国際機関等の動き

#### 第6節 東アジア社会保障担当閣僚会議

##### (1) 参加国

---

アセアン7カ国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム)、カンボディア、ラオス、ミャンマー、中国、韓国の計12カ国

オブザーバー参加国・機関はG7各国、欧州委員会、オーストラリア、ニュージーランド、インド、パキスタン、ロシア、OECD、南太平洋フォーラム、国連、WHO、世界銀行、アジア開発銀行

---

## 第1部 1996～97年の海外労働情勢

### 第5章 国際機関等の動き

#### 第6節 東アジア社会保障担当閣僚会議

##### (2) 議論の概要

---

橋本総理の冒頭演説の後、日本、参加各国から社会保障問題に関する経験と課題等が紹介され、活発な議論が行われた。

会議の閉会に当たっては議長である小泉厚生大臣から締め括り発言がなされ、その中で、今後の議論を更に深めていくために、来年度、高級事務レベル会合を開催することも含め、今回の成果が世界中の国々や、WHO・OECD・国際連合等様々な場面で活かされるよう努力していくことが確認された。

---